



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

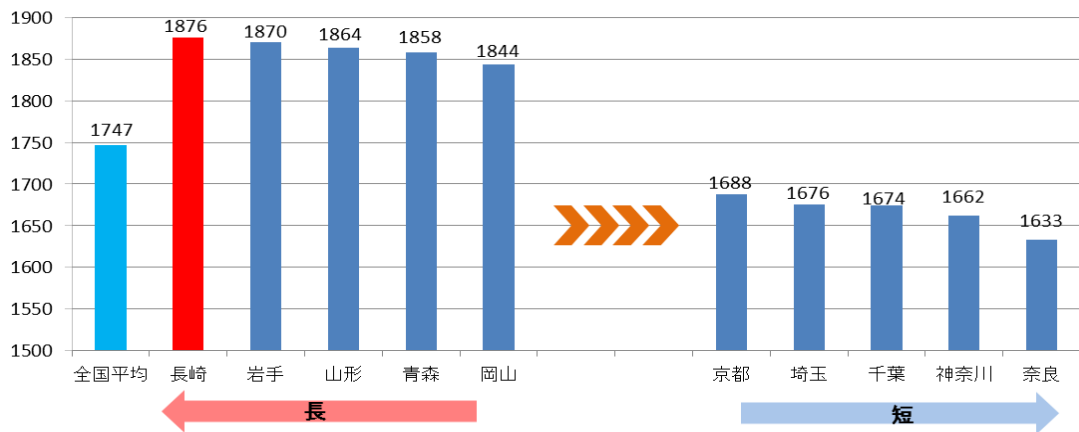
更新 平成24年11月19日

■11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です！

長崎労働局では、長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、11月を「**労働時間適正化キャンペーン**」期間と設定し、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布による周知啓発などの取組みを集中的に実施しています。

ご存知ですか？長崎県の労働時間

平成23年 労働者1人平均年間総実労働時間の状況
(事業所規模5人以上)



長崎県の労働時間の現状をみると、平成23年における総実労働時間は、**1,876時間**で**全国ワースト1**となっております。

長時間労働は、健康障害や生活の質の低下といった様々な問題を引き起こす可能性があります。

長時間労働の抑制には、使用者が適正に労働時間を把握することはもとより、労働者や労働組合等の全ての関係者の一体となった取組みが求められます。



分かってはいるんだけど…
取組み方が分からない…



そんな方は必見！



働き方・休み方改善コンサルタントをご活用ください！

○働き方・休み方改善コンサルタントとは？！

労働時間・休日・休暇等に関する相談や助言を行うため、専門的な知識を有する社会保険労務士など労働問題専門家のことです。

コンサルタントは、労働時間等の研修会の講師も行っています。【要予約】費用はかかりませんので、是非ご活用ください！！

<問合せ先>

〒850-0033

長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階

長崎労働局労働基準部監督課

TEL:095-801-0030 FAX:095-801-0031

■職場のパワーハラスメント予防・解決に向けたポータルサイト開設！

厚生労働省では、10月1日からパワーハラスメントの予防・解決にむけたポータルサイト「**みんなでなくそう！職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団**」を開設しております。

職場のパワーハラスメント対策を進めるにあたり、是非ご活用ください！

<主な内容>

- パワーハラスメントの概念とは？
- 職場での取組みの必要性とは？
- パワーハラスメント対策に取り組んでいる企業の紹介
- 裁判例の解説

などなど…

ポータルサイトはこちら ⇒ <http://krs.bz/roumu/c?c=7815&m=6718&v=aa09d31a>

■「ながさき若者就職応援団」登録企業を募集してます！（登録無料）

長崎県では、平成24年度から明日の長崎を担う新規学卒者などの若年者の就職や職場定着にご協力をいただく県内企業等で構成する「**ながさき若者就職応援団**」を結成し、企業と県、国が緊密に連携した新たな就職支援を展開することにより、若年者の県内就職、県内企業の人材確保支援を促進することとしています！

※県内企業…本社所在地が県内外を問わず、就業地が県内にある事業所

応援団に登録すると…

人材確保や職場定着に関する
相談をお受けします！

新人研修や職場定着などの
従業員セミナーを無料で実
施します！

県の広報媒体で貴社の魅
力を発信します！

経営者や人事担当の方
を対象としたセミナーを
受講できます！

フレッシュワーク内に
求人票を掲示し、採用のお
手伝いをします！



◎協力をお願いすること(可能な項目のみ)

- ★ 職場体験の受入(2～7日程度)のご協力をお願いします。
- ★ 県や国が実施する高校生向けの職場見学会やインターンシップ事業などの受入のご協力をお願いします。
- ★ フレッシュワーク等で開催するセミナーに経営者や従業員の方々にボランティア講師をお願いします。
- ★ フレッシュワークのPRをお願いします。
- ★ 求人票等の求人情報の提供をお願いします。

等

◎申込方法

登録申込書 を下記の申込先へ郵送又はFAXをお願いします。

◎申込先・問合せ先

〒852-8108

長崎市川口町13-1 長崎西洋館3F

[フレッシュワーク長崎](#) (長崎県若年者就業支援センター)

TEL:095-843-6640 / FAX:095-843-6644

■平成24年度事業所内保育施設設置・運営等支援助成金申請受付再開について

両立支援助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)は、平成24年4月17日以降、新たな設置費・増築費の認定申請の受付を停止していましたが、仕事と子育ての両立支援に必要なことから、平成24年度の設置費・増築費の認定申請の受付を10月31日から再開しております。

支給対象となる事業所内保育施設

- 平成24年4月17日以降に建築工事に着手し、かつ、**平成24年12月31日までに運営開始**する事業所内保育施設
- 保育施設の最低定員 10人 ⇒ **6人** を対象とします
- 入所乳幼児数が、**施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)**
かつ、自社で雇用する労働者が養育する乳幼児が全入所乳幼児の半数以上いる施設

支給の内容

【設置費・建替費・増築費】

- 助成率 大企業 1/2 ⇒ **1/3**
(中小企業は設置費 2/3、建替費・増築費 1/2)

- 限度額 大企業の設置費・建替費
2,300万円 ⇒ **1,500万円**
(中小企業は2,300万円)
大企業の増築費
1,150万円 ⇒ **750万円**
(中小企業は1,150万円)

【運営費】

- 助成期間 最長10年 ⇒ 最長**5年**
- 助成率 大企業 1/2 中小企業2/3

【保育遊具等購入費】

- 廃止されます**



申請時期

【認定申請期間】

- 平成24年10月31日以降
(支給申請と同時に平成25年1月31日まで認定申請可)

【支給申請期間】

- 平成25年1月1日～1月31日

※認定申請・支給申請とも提出先は長崎労働局雇用均等室へ

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の詳細についてはこちら

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



【問合せ先】

〒850-0033
長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル
長崎労働局雇用均等室
TEL:095-801-0050